

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株主資本等変動計算書
個別注記表

第15期（2018年1月1日～2018年12月31日）

株式会社カイオム・バイオサイエンス

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.chiome.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様に提供しています。

業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役・使用人は、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - ② 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切に保存および管理を行う。
 - ② 取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、取締役会規程、組織関連規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
 - ② 全社的な経営目標を定め、その達成に向けて具体策の立案および進捗管理を行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、該当事項はありません。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用者を置くことに関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用者を配置する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
当社取締役および使用人ならびに子会社の役員は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について都度報告する。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前項の基本方針に基づく内部統制の遵守とその適切な運用に努めており、当事業年度における内部統制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

社是、行動規範、コンプライアンス規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報規程に基づき、通報窓口を社内に周知し、その運用を図っております。

(2) リスク管理体制

当社が直面しているリスクまたは将来発生するリスクについて組織的に予防策を講じるため、リスク管理規程に基づき、定期的に各部門責任者が出席する会議体において、リスクの洗出し、リスク対策の進捗等の確認を行い、重要なリスクについては取締役会において報告を行っております。

(3) 取締役の職務の執行

当事業年度は15回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規程および組織規程等に基づき、権限と責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行っております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剩余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 液 剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,454,775	5,444,775	5,444,775	△6,717,328	△6,717,328
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 (△)				△1,533,502	△1,533,502
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1,533,502	△1,533,502
当 期 末 残 高	5,454,775	5,444,775	5,444,775	△8,250,831	△8,250,831

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△292	4,181,929	35,645	4,217,574
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失 (△)		△1,533,502		△1,533,502
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△7,352	△7,352
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,533,502	△7,352	△1,540,855
当 期 末 残 高	△292	2,648,426	28,292	2,676,719

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

機械及び装置 定率法

工具、器具備品 定率法

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4～15年

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前渡金」は12,315千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

原材料	42,487千円
仕掛品	2,926千円
計	45,413千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	467,514千円
-------------------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	26,781,500	—	—	26,781,500

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	146	—	—	146

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	133,500株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,108,808千円
減価償却費超過額	156,243千円
投資有価証券評価損	34,906千円
賞与引当金	2,002千円
未払事業税	8,070千円
資産除去債務	12,562千円
前受金	560千円
その他	861千円
繰延税金資産小計	2,324,015千円
評価性引当額	△2,324,015千円
繰延税金資産合計	一千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画等に照らして、必要な資金を調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	2,328,513	2,328,513	—
② 売掛金	42,307	42,307	—
③ 未収消費税等	35,126	35,126	—
④ 買掛金	31,888	31,888	—
⑤ 未払金	18,960	18,960	—
⑥ 未払法人税等	28,776	28,776	—
⑦ 預り金	4,428	4,428	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ④ 買掛金、⑤ 未払金、⑥ 未払法人税等、⑦ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

区分	当事業年度 (2018年12月31日)
敷金及び保証金（※1）	47,485千円
非上場株式（※2）	150,000千円

※ 1. 貸貸物件等において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退居までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※ 2. 非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	98円89銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△57円26銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 行使価額修正条項付新株予約権の発行

当社は、2018年12月20日開催の当社取締役会において、行使価額修正条項付第14回新株予約権（第三者割当て）（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及びコミットメント条項付き第三者割当て契約（以下、「本第三者割当て契約」といいます。）を締結することを決議し、2019年1月8日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。本新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1)	新株予約権の割当日	2019年1月8日
(2)	発行新株予約権数	6,428個
(3)	発行価額	新株予約権1個当たり709円（総額4,557,452円）
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：6,428,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は140円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は6,428,000株です。
(5)	資金調達の額	1,482,281,452円（差引手取概算額）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 233円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。

(8)	割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ日本証券」といいます。）						
(9)	本新株予約権の行使期間	2019年1月9日から2021年1月8日までとする。						
(10)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。						
(11)	資金使途	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①がん治療用抗体（開発コード：CBA-1535）の初期臨床試験並びに原薬及び製剤開発のための研究開発資金</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>②新規治療用抗体創製に向けた基礎研究開発資金</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な使途	金額 (百万円)	①がん治療用抗体（開発コード：CBA-1535）の初期臨床試験並びに原薬及び製剤開発のための研究開発資金	1,200	②新規治療用抗体創製に向けた基礎研究開発資金	282
具体的な使途	金額 (百万円)							
①がん治療用抗体（開発コード：CBA-1535）の初期臨床試験並びに原薬及び製剤開発のための研究開発資金	1,200							
②新規治療用抗体創製に向けた基礎研究開発資金	282							
(12)	その他	<p>当社は、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当て契約を締結しました。当該第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の指定 ・当社による本新株予約権の行使の停止 ・メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 ・当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、新株予約権の行使制限措置を講じること <p>なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記のメリルリンチ日本証券の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定しております。</p>						

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 新株予約権の行使による増資

当事業年度終了後、2019年2月8日までの間に、新株予約権の一部について権利行使が行われております。当該新株予約権の権利行使の概要は、次のとおりであります。

第14回新株予約権（行使価額修正条項付）

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 229,000株
(2) 増加した資本金	23,208千円
(3) 増加した資本準備金	23,208千円

これにより、2019年2月8日現在の普通株式の発行済株式総数は27,010,500株、資本金は5,477,983千円、資本準備金は5,467,983千円となっております。